

物価高騰対策農業者支援給付金交付申請要領

■事業の趣旨

物価高騰の影響を受けている村内の農業収入がある方に対して、経営の安定を支援するため、給付金を交付します。

■農業収入がある方の定義

村内に住民票があり農業を営む個人事業主または事務所を置く農業法人で、令和5年分の農業収入を確定申告もしくは住民税申告をしている農業者

■給付金交付額

令和5年の農業収入額に応じて、別表給付金額一覧表のとおり交付します。

■給付対象者

次のいずれにも該当する農業者とします。

- ① 令和7年4月1日時点において、村内に住民票を有し、営農する法人または個人の農業者であること。
- ② 現在も令和5年同様に農業を継続していること。
(※村内での農業実施の実態を確認する場合があります。)
- ③ 令和5年分の農業収入を確定申告もしくは住民税申告をしていること。
- ④ 申請後1年以上継続して農業をおこなうこと。
- ⑤ 村税等の滞納がないこと。
- ⑥ 東秩父村暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑦ 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。

■申請期間

令和7年4月21日(月)から令和7年6月30日(月)までです。

■申請方法

① 申請書類の受け取り方法

令和5年分の農業収入を確定申告もしくは住民税申告をしている対象者へ送付

② 申請書類の提出方法

同封されている返信用封筒にてご返送ください。(切手不要)

■提出書類

提出前に□に✓してご確認ください

☐①物価高騰対策農業者支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)

☐②物価高騰対策農業者支援給付金交付申請書に係る宣誓同意書(様式第2号)

☐③給付金振込先通帳等の写し(申請者本人名義もしくは法人名義のもの)

■申請後の流れ

申請書類の内容を確認後、不明な点がございましたら、電話等で連絡します。書類の不備の内容によっては、書類をお返しする場合があります。不備がない場合は、給付決定(確定)通知書を申請者あてに送付し、申請日から14～21日までに指定口座へ給付金を振り込みます。

※書類審査や申請日により振込が遅れることがあります。

■連絡先

ご不明な点等ありましたら、下記へお問い合わせください。

東秩父村産業観光課 地域振興担当 電話:0493-82-1223(直通)

東秩父村ホームページ <https://www.vill.higashichichibu.saitama.jp>

別表

給付金額一覧表

農業収入（令和５年分）	金額
１００万円以上	５０，０００ 円
５０万円以上１００万円以下	３０，０００ 円
５０万円まで	２０，０００ 円